

指定共同生活介護事業所の長  
指定共同生活援助事業所の長  
指定障害者支援施設の長 様  
旧法指定入所施設の長  
指定知的障害児施設等の長

長野県健康福祉部障害者支援課長

障害福祉施設における利用者預り金等の適正な取扱いについて（通知）

標記については、平成 23 年（2011 年）11 月 17 日付け 23 障第 422 号で通知（以下「23 障第 422 号通知」という。）したところですが、社会福祉施設等における預り金等の不適切な管理に伴う事故が続いていることを踏まえて、この度、平成 24 年 2 月 6 日付け 23 健福第 656 号及び 23 地福監第 58 号長野県健康福祉部長通知が発出されたところです。

ついては、貴施設（事業所）において利用者の預り金を取り扱っている場合は、別添の 23 障第 422 号通知及びこの通知の記以下の事項に留意の上、現在の預り金の取り扱い手続き及び金銭出納状況を再点検し、必要に応じて預り金規程の改正、関係職員に対する研修の実施等、預り金等の管理に万全を期してください。

また、貴施設（事業所）において、利用者の預り金を取り扱っているにも関わらず、預り金規程を定めていない場合は、別添の参考例をたたき台にして、預り金の適切な取り扱いを担保できる規程を早急に整備願います。

今後万一、預り金等に関する事故が発生した場合は、電話等により直ちに下記あて第一報を御連絡いただくとともに、その後速やかに別添様式により報告してください。

なお、事故発生時の報告については、「事故発生時の報告について」（平成 19 年 2 月 26 日 18 障第 439 号社会部長通知）に基づき、報告していただいているところですが、預り金に係る事故については、その特殊性を鑑みて今後は別添様式により報告していただくこととしますので、御了知願います。

記

- 1 原則として、キャッシュカードを利用しないこと。

障害者支援課	自立支援係、施設支援係
課長	佐藤則之
担当	共同生活介護・共同生活援助 自立支援係 原 啓明 電話 026-235-7105
	上記以外の施設及び事業所 施設支援係 藤木秀明 電話 026-235-7149
F A X	026-234-2369
e-mail	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp